明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三六）　二
○都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（三三七）　二
○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三三八）　三
〔省　令〕
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第十七号ロの法人を定める省令の一部を改正する省令（農林水産七九）　三
○都市再生特別措置法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九二）　五
〔規　則〕
○人事院規則九―一二九（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一二九―四）　五
〔告　示〕
○新年一般参賀を行わない件（宮内庁五）　六
○日本国に帰化を許可する件（法務二一七）　六
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二八〇）　七
○保安林の指定をする件（農林水産二三一一～二三一八）　七
〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一九）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示四・五、広島同一～七、鹿児島同三）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
会社その他
会社その他　九

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三六号）

（国土交通省）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（政令第三三七号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

1　区域内の建築等が公表の対象となる居住誘導区域外の区域は、急傾斜地崩壊危険区域とすることとした。（第三六条関係）

2　居住調整地域に係る開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準を定めることとした。（第三九条関係）

二　都市計画法施行令の一部改正関係

1　市街化調整区域のうち開発行為を行うのに適当でない区域は、災害危険区域等及び急傾斜地崩壊危険区域とすることとした。（第二九条の七関係）

2　都市計画法第三四条第一一号及び第一二号の条例で指定する土地の区域に、原則として、次に掲げる区域を含まないこととした。（第二九条の九、第二九条の一〇及び第三六条第三号ハ関係）

(一)　災害危険区域
(二)　地すべり防止区域
(三)　急傾斜地崩壊危険区域
(四)　土砂災害警戒区域
(五)　浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他の事項を勘案して、洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
(六)　第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域

三　施行期日

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

◇外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三三八号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

特定の外国において提供すること等を目的とする取引について経済産業大臣の許可を必要とする特定技術から、数値制御装置の附属装置の設計に係る技術を除外することとした。（別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

特定の地域を仕向地とする貨物の輸出について経済産業大臣の許可を必要とする特定の貨物から、電気制動シャッター等を除外すること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。